

市川美化センターの受入基準

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の3に規定する市川美化センターの一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

次の制限に該当する廃棄物は、市川美化センターへ搬入してはならない。

1 廃棄物の発生地に基づく制限

- (1) 市（家島町域、夢前町域、香寺町域及び安富町域を除く旧市域）の区域外において生じた廃棄物
家島町域で生じた一般廃棄物は家島美化センターへ搬入すること。
夢前町域、香寺町域及び安富町域で生じた一般廃棄物はくれさかクリーンセンターへ搬入すること。

2 廃棄物の搬入方法に基づく制限

- 次に掲げる一般廃棄物を搬入してはならない。ただし、一般廃棄物処理業者（法7条第1項の許可を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。）を除く。
- (1) ごみ袋（姫路市指定袋又はこれに準じた寸法、材質のもの）又は紙箱に収納されていない物
(2) 搬入者自らが搬入車両から降ろすことができない物

3 廃棄物の性質に基づく制限

- (1) 産業廃棄物・特別管理一般廃棄物
(2) 不燃物・粗大ごみ
市が処理可能な不燃物・粗大ごみはエコパークあぼしへ搬入すること。
(3) 次のいずれかに該当する木くず（剪定枝及び草を含む。）
ア 再生可能である物
イ 長さ50cm超又は直径20cm超の物
ウ 多量（上記2(1)で定める袋に収納し、10袋を超えるものをいう。）のもの
(4) 再生可能である紙くず
(5) 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、燃料の残留したライター、金属粉など。
花火及びマッチは十分な水打ちを行ってから搬入すること。
(6) 有害性のある物
化学薬品、農薬、水銀、鉛など。
(7) 著しく飛散性を有する物
粉末状の物は、十分な水打ちを行ってから搬入すること。

4 廃棄物の形状等に基づく制限

- (1) ひも状又は帯状の物
概ね1mに切断し、袋詰め等の前処理を行ってから搬入すること。
(2) ロール状の物（直径及び幅が30センチメートル以内の物を除く）、強固に緊縛した物
(3) 液状の物
(4) 動物の死体
(5) 廃タイヤ

5 その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

市川美化センター所長